平成２６年（フ）第２９号
福島県石川郡玉川村大字小高字中村前１番地の１
債務者　菊地　崇真
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第３４３号
新潟市北区東栄町１丁目８番16号　東栄ハイツ202号
債務者　田口　徳久
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８６号
新潟市中央区女池３丁目60番４号
債務者　宗村　里枝
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９２号
新潟市秋葉区新津本町３丁目19番２号　コーポラス21―201号
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０３号
新潟市東区岡山847－２　レオパレスコンチェルト103、住民票上の住所新潟市北区嘉山2173番地20
債務者　江部　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０４号
新潟市西区鳥原2238番地28
債務者　小柳久仁子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１０号
新潟市西区五十嵐１の町6725番地32　コーポ海花苑105号
債務者　立野　裕佳
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５７号
石川県白山市荒屋柏野町７番地
債務者　出口　幸一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
長野県上伊那郡飯島町飯島2847番地２
債務者　及川　久恵
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第４０８号
岐阜市長良幸和町２丁目１番地２
債務者　後藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９４３号
広島県東広島市八本松町米満703番地５　スピカインフォレスト105号
債務者　小森　茂行
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９号
福岡県田川郡福智町伊方4500番地９、住民票上の住所福岡県中間市長津２丁目10番28号
債務者　井口　順嗣
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３５３号
大分市大字細388番地
債務者　原口　里絵（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８０号
大分市大字中戸次1300番地の１ケアホームハーモニー
債務者　野口　啓子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
宮崎県日南市南郷町潟上2221番地４　潟上大久保団地16号
債務者　加藤　　瞳（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
兵庫県宝塚市末成町17番18号　末成シティハイム202
債務者　木原　綾子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
松江市宍道町白石1658番地１
債務者　佐々木信一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
松江地方裁判所民事部